

第二十一回

「在東莞日系企業と東莞市政府との意見交換会」

議事録

◆時間:2025年10月30日(木)10:00~12:00
◆場所:東莞市会展北路1号 東莞会展国際大酒店
◆主催:在広州日本国総領事館、東莞市人民政府、
日本貿易振興機構(ジェトロ)広州事務所

◆次第:(同時通訳)

会議司会:東莞市政府 馮彬副秘書長

09:40~10:00 VIP面会

10:00~10:05 司会による出席者紹介

10:05~10:10 共産党東莞市委員会 劉光浜常務委員・副市長よりご挨拶

10:10~10:15 在広州日本国総領事館 貴島善子総領事よりご挨拶

10:15~10:25 東莞市商務局より省・市の外資誘致支援政策のご紹介

10:25~10:35 東莞市政務サービス・データ管理局による「ワンストップ」政策実施サービスの紹介

10:35~10:45 中信銀行による越境金融サービスの紹介

10:45~10:55 日系企業代表による発言(伊藤忠商事、広東真広企業管理 顧問)

10:55~11:55 質問回答

11:55~12:00 追加質問及び回答

12:00~12:10 在広州日本国総領事館 貴島善子総領事より発言

12:10~12:15 日本貿易振興機構(ジェトロ)広州事務所 岡田英治所長より総括

12:15~12:30 共産党東莞市委員会 劉光浜常務委員・副市長よりご発言

ポイント:

- 広東省と東莞市の外資支援政策、東莞市の企業向けのワンストップサービスプラットフォームについて東莞市商務局、東莞市政数局からプレゼンテーションを行った。
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)広州事務所より、輸出増税還付の審査プロセス、東莞市の外貨両替可能場所増設、過去の従業員住宅積立金追納問題の円滑な解決に関する問題など8の質問・要望と政府回答内容を説明。
- 事前に書面で回答してもらった内容以外、各政府部門から質問に対する補足説明、今後東莞市政府と日系企業の提携などについて意見交換した。

1. 輸出貨物の増税還付の審査プロセスに関する問題

＜要望・質問＞

東莞に設立された外資独資貿易企業からの提起事項。この会社は主に商品の輸出入業務に従事しており、2024年9月に輸出業務を開始するとともに初回の還付申請を提出したものの、すでに1年が経過した現在でも、その還付審査が処理中となっている。この企業から税務局へ確認したところ、初回申請の審査期間は長くなるとのことだった。しかし初回申告以来、同社は毎月輸出業務を続けており、現在は多額の未還付額が累積してしまっており、企業の資金繰りを圧迫し、経営に深刻な影響が及んでいる。

企業から、輸出貨物の増税還付の審査プロセスを短くしてほしいとの希望が寄せられている。

＜回答＞

●市税務局からの回答内容

近年、東莞市税務局は一貫して輸出還付の審査プロセスを最適化しており、対外貿易企業の全ての還付審査を東莞市税務局第一税務分局に格上げして集中処理している。1件あたりの還付審査時間はわずか1.9日で、国家税務総局および省税務局

の要求を大きく上回っており、東莞市の対外輸出の発展を支えている。

要望を寄せてくれた企業は2024年9月に初回の輸出業務を行い、これまでの累計輸出額はFOB価格で160.30万元である。2024年11月に万江税務分局へ初回の還付申請資料を提出したが、この会社の初回輸出は経験不足のためか、輸出過程で発生する文書資料を適時整理・収集できておらず、万江税務分局に提出された輸出書類登録資料が揃っていなかった。具体的には海運提單(B/L)と航空運單(Air Waybill)の未提出、取得した代理運送発票の規定不適合等の状況があった。万江税務分局からは2025年8月に同社に対して対面で納税指導を実施したが、同社の法定代表者からは税務局の指導に対する感謝が示されており、引き続き税法規定に基づき、登録資料の再整理を行ない、不足資料を補完したうえで再申請が行われる予定である。

劉常委：初回の輸出(2024年9月)から税務局による対面指導までの期間が長すぎることが問題である。税務や税関に関する新政策が公布された場合、それらを企業に迅速に伝達し、指導することが極めて重要である。また、企業側も税務局からの指摘に対して、速やかに資料を訂正し、追加の提出を行うことが求められる。

2. 東莞市の外貨両替可能場所増設の問題について

＜要望・質問＞

一部企業では工場の屋上にソーラーパネルを設置することで脱炭素に注力する意向だが、現在、東莞市には関連する奨励策があるのか？また現状の外資企業(特に日系企業)の関連政策利用事例を紹介してほしい。

粤港澳大湾区の重要なターミナル都市である東莞は、国際的なビジネス往来が益々活発化している。日常の業務において、日本等の国外から東莞に来る人員に、通貨両替面で一定程度の不便が存在している。現在、広州・深圳の空港には外貨両替所

が設置されているが、東莞市内の外貨両替サービスは現状では銀行に限られており、中国の銀行口座を開設していない海外人員（日本人含む）にとって非常に不便な状況にある。そこで、東莞市内に外貨両替所を設置し、国外からのビジネス人員の利便性を高めることを提案したい。

＜回答＞

●市人民銀行からの回答内容

(一) 東莞市は既存の両替拠点で、国外から来る人員の外貨両替需要を基本的に満たせていると考えられる。2025年9月末時点で、東莞市には外貨両替可能な場所が3,305か所、市内32の全ての鎮に分布している。ATM(市全体で2,488台)と銀行窓口(市全体で811か所)を中心に基本的な両替網が形成されるとともに、外貨両替代行場所(5か所のホテル)と自動両替機(1台、虎門旅客ターミナルの出入境口岸に設置)を備え、比較的整備された外貨現金両替サービス体制が形成されている。これらの両替場所は、東莞市の主な出入境口岸、主要商業エリア、外国人居住者が集中している居住区、主な国際ホテル、A級観光地などの外国人が多いエリアをカバーしているものと考えている。

(二) 中国国内に銀行口座を開設していないくとも、国外から来た人員は人民元への現金への両替が可能である。現状では、VISA・MASTER・JCB等の外貨建て銀行カードを用いて、前述した「4つのチャネル」(外貨建て銀行カード対応のATM、銀行窓口、外貨両替代行場所、自動両替機の4つ)にて、人民元の現金引出し及び入金が可能となっている。これらチャネルを利用する場合、中国国内の銀行口座の開設・保有は不要である。両替場所は比較的市街地に集中しているものの、各鎮にも一定数分布している。ホテルを例にとると、現在、東莞市全体で四つ星・五つ星ホテルは計16軒あり、市区に位置するインターナショナルホテル、会展国際大酒店、宏遠酒店、東莞賓館等の全ての四つ星・五つ星ホテルに、VISA・MASTER・JCB等の外貨カード決済対応のPOS端末があるか、外貨建てカードで人民元の引出しが可能なATMが設置されているか、1km以内の距離に銀行窓口がある状況で、国外からの人員の両替ニーズを満たしているものと考えられる。

(三) 主要商業エリアの事業者においてはVISA等の外貨建てカードで直接決済が可能となっている。海外からの来訪者にカード決済ニーズがあることを踏まえ、人民銀

行の推進のもと、東莞市の主要商業エリアの事業者には海外発行カード対応のPOS端末が大幅に増設されている。2024年、市全体において外貨カード決済に対応する重点事業者は1,251件に達し、POS端末での外貨カード取引件数及び金額はそれぞれ9.2万件、1億9,959.2万元で、それぞれ前年比31.8%、35.6%増となっている。2025年、人民銀行は観光地・劇場・高速鉄道駅などの重要地点をメインに外貨建てカードのカバー範囲拡大を進めており、外貨建てカードの受入可能な重点事業者は累計1,800件超に達している。2025年6月14日～16日、中国人民銀行と国家外貨管理局の専門チームが東莞市を訪れ、決済サービス最適化状況の現地把握を行なったが、その際、東莞市が行なっている海外からの来訪者向け決済サービス最適化の取組みは、肯定的な評価を得られている。

今後、人民銀行は商務部門・文化旅行部門・商業銀行等との協調を継続強化しながら、海外から東莞を訪れる人員の数や分布状況の変化に応じて、関係する銀行へ両替設備の増設や配置見直しを促すとともに、外貨建てカード対応のPOS端末のカバー範囲の拡大を進めていく。また、銀聯などのカード発行事業者と連携して外貨建てカードの加盟店手数料の引下げを推進すると同時に、文化旅行部門等と協力して主要観光施設における外貨両替に関する周知や案内を適切に配置し、海外から東莞を訪れる人員の外貨両替需要により応えていくつもりである。

劉常委：初めて来中する外国人に対して対応窓口を設置することが必要である。関連資料を商工会議所や企業に配布することも考慮すべきである。人民銀行と金融監督管理機構が共同で手引きを作成し、「企管家」サービスプラットフォーム上で関連資料のアップグレードや日本語サービスを導入することが望ましい。

Jetro岡田所長：年配の日本人の中にはWeChat PayやAlipayを使用できないため、国際クレジットカードが使える店舗を増やすことを希望する。

3. 企業移転要請の問題について

＜要望・質問＞

東莞市の「都市発展のモデルチェンジ・グレードアップ及び国土空間計画最適化調整」に伴って、一部地域の用地使用用途設定が変化しており、一部の日系企業の周辺の従来の工業用途であった用地は徐々に居住・教育等の公共使用用途用地へと

調整されている。また「三旧改造」政策の下、日系企業は地方の国土空間計画最適化・調整のために移転が必要となっている。しかし、長年にわたり実質的進展はなく、一部の日系企業(特に工場を賃貸している企業)は、今後の長期計画を立てることができないことから、企業移転の影響から東莞で経営を続けていくことへの自信を低下させている。そこで日系企業より下記の提起がなされている。

(一) **計画建設に関する事前告知と周知**について。用地の機能調整によって所在企業の経営環境に影響を及ぼす可能性がある際は、利害が及ぶ関係者に対する説明及び解説を事前におこなってほしい。

(二) **企業移転の手配・補償**について。都市計画の調整や公共利益の必要性から、企業の移転が避けられない場合、法に則った適切な補償を提供してほしい。

(三) **塘廈鎮 138 工業区の「三旧改造」プロジェクトの情報共有**について。塘廈鎮の138 工業区の改造プロジェクトは、東莞市の「三旧改造」プロジェクトの1つとして、東莞市政府より十数年前に計画が公布されたが、長期にわたって動きのない状況であり、企業の経営判断に影響を与えている。この区域の改造進捗および将来計画に関する詳細情報を公表してほしい。

＜回答＞

●市自然資源局からの回答内容

1. 計画建設の事前告知と周知の面について。『城鄉計画法』『東莞市控制性詳細計画調整管理弁法(修正版)』のもと、管轄する鎮が計画調整を実施する際は、計画区域内の利害関係者の意見を聴取し、併せてプロセスに沿って、状況に応じて少なくとも 30 日間の批准前の公示を行う。市自然資源局(機能区管理委員会)では、審査を通過した調整結果を公告している。企業においては、東莞市自然資源局の公式サイトにて「計画業務手続き照会」から「批准前公示／批准後公告」の画面に進み、計画調整状況を確認してほしい。また管轄の鎮には、企業とのコミュニケーション強化を図ってほしい。
2. 企業移転の手配・補償について。都市計画更新における用地収用・解体の補償規定について、東莞市では統一された都市更新(都市のリノベーション)に関する用地収用・解体の補償文書を公布済である。2023 年に東莞市では『東莞市人民政府弁公

室〈東莞市「三旧改造」補償手配コスト算定暫定指引〉に関する通知』(東府弁〔2023〕5号)、『東莞市人民政府弁公室〈東莞市土地整備補償指導及び精算基準(試行)〉に関する通知』(東府弁〔2023〕6号)を公布・実施しており、これを都市更新プロジェクトの用地収用・解体補償のガイドとして用いることができる。プロジェクトの収用・解体補償の具体案は、管轄する現地政府がプロジェクトの実情に基づき策定し、東莞市の関連政府部門の意見聴取を経たあとで、管轄地域の党政指導者グループ会議の審議を経てから、管轄する鎮・村で公示が行われてから実施される。

賃貸物件の移転処理に関する場合、賃貸双方が契約の約定内容に基づき、法に則って権利及び義務を明確化すべきである。管轄の鎮政府部門においては、業務指導を強化し、企業とのコミュニケーション協調体制を構築し、地域から上がる要望に適切に対応し、賃貸している企業の移転業務を適切に処理してほしい。

3. 塘廈鎮138工業区の「三旧改造」プロジェクト情報の共有について。市自然資源局と市住房城鄉建設局より出された『〈東莞市城中村改造専門計画(2023-2035年)〉の発布に関する通知』(東自然資〔2025〕289号)によれば、138のエリアは近く改造が予定される対象エリアには含まれていない。また市住房城鄉建設局より出された『都市更新エリアの策定作業に関する通知』によれば、138エリアは「第十五次五力年計画」期間に東莞市が着手する都市更新の重点エリアにも含まれていない。把握している限り、このプロジェクトは近いうちに改造が行われる可能性はなく、塘廈鎮はこのエリアの改造を近いうちに開始する計画を有していない。管轄の鎮より企業とのコミュニケーション強化を図るようにしてほしい。

塘廈镇政府の回答:

市自然資源局と市住房城鄉建設局が2025年9月に公布した東莞市城中村改造専門計画(2023-2035年)によれば、138エリアは近く改造が予定されている対象エリアには含まれていない。また市住房城鄉建設局の『都市更新エリアの策定作業に関する通知』において、138エリアは「第十五次五力年計画」期間に東莞市が着手する都市更新重点エリアにも含まれていない。塘廈鎮では短期のうちに「三旧改造」政策を実施する可能性はなく、またこのエリアの「三旧改造」を短期内に開始する計画も有していない。当面この138エリア内の企業の経営判断には影響は及ぼさないと言える。

劉常委: いつ開発するかについて、事前に企業に明確な通知をし、慎重に対応する

必要がある。さもないと、賃貸契約更新時に企業がどうするべきか迷うことになる。

岡田所長：企業がいざ移転になった場合、従業員の引継ぎなどお金以外にいろんな問題が発生し、長い準備期間が必要なのでぜひ事前に緊密な連絡が欲しい。

4. **残ったままの住宅積立金追納問題の円滑な解決の問題について**

＜要望・質問＞

ある日系企業からの声として、近年、住宅積立金制度の普及・整備が進むなかで、当該企業も住宅積立金の納付業務をより重視しており、2025～2026年間に在職従業員約390名に対して、会社設立(2000年設立)以降の納付不足分及び未納分の積立金の追納を行う計画である。投入資金は約400万元を見込んでおり、すでに離職した従業員は追納対象外としていた。しかし最近、8名の離職済従業員が市住宅積立金管理センターに対して、追納の申立てを行い、受理されている。

会社としては、以前は住宅積立金の引き出しに関する政策が現在と異なっていたこともあり、当時は多くの従業員が「自発原則」に基づき、自ら積立金を納付しないことを選んでいたことから、会社設立初期段階においては従業員への住宅積立金の納付が完全に行われていなかった状況が存在している。そのため現在になって企業にだけその責任が追及されるのはおかしいと考える。この企業では2008年以降の退職者が計1万6千人余りに上っており、もし全員の積立金を遡及追納することになれば、企業の負担能力を大きく超えており、それは在職従業員の追納に影響するだけでなく、今後の企業の正常経営にも重大なリスクをもたらす。政府には、このような過去の事情や企業の実際の負担能力を考慮頂き、東莞で長期経営している企業に対して、こうした過去の事情から残ったままとなっている問題点の解決、今後の安定発展傾向の維持に向けた支援をして頂きたい。企業からは以下の提案内容が寄せられている。

1つ目としては、差別化された政策措置を策定して頂きたい。例えば、社会保険の追納は2年まで遡ることを認めるという措置を参考にして頂ければ、大量の退職従業員が企業へ住宅公積金の遡及追納を要求してくる状況を一定程度抑制できると考えられる。

2つ目としては、企業に対しより長い猶予期間を付与して頂きたい。現在、退職従業員の追納訴えの受領から追納完了させなければならないまでの期限は半年に満

たない。これを2年以上の期限へと延長してもらいたい。

＜回答＞

●市住宅積立金管理センターからの回答内容

(一) 住宅積立金の追納は時間的期限を示す規定がない。また在職・離職済を分別する旨も設定されていない。時間的期限については、法律法規による明確な定めが必要となるが、現在は住宅積立金に関する法律法規等において、積立金センターの住宅積立金追納義務履行に関して時間的期限が示されていない。また、従業員が企業の住宅積立金未納付等の違法行為を通報することに関しても、時間的制限は設定されていない。『住宅積立金管理条例』の第2条第2項、第15条第1項、第20条第1項の規定において、住宅積立金の納付は強制性を有するものであり、勝手に免除してはならないと示されている。『住宅積立金管理条例』第38条および建設部・財政部・中国人民銀行による『住宅積立金管理に関する若干の詳細問題への指導意見』(建金管[2005]5号)第6点の規定によれば、企業が従業員の在職期間において規定どおりに住宅積立金を納付していなかった場合、住宅公積金管理センターが企業に追納を命じるものとし、その追納年限は『住宅公積金管理条例』の公布当月(1999年4月)まで遡ることができる、と示されている。これらの規定は、住宅積立金管理条例の「従業員のために住宅積立金を追納させる」という職責を明確に示したもので、在職・離職済の区別は設けられていない。また、多くの司法判断を見ると、行政訴訟判決において関連する法的性質が明確にされており、労働者による住宅積立金追納の権利救済は、合法的な訴えとして支持されている。

東莞市委員会・東莞市政府では、過去の事情によって残っている企業から寄せられる積立金追納の問題を一貫して重視し続けており、複数回にわたって様々なルートを通じて積極的に上級機関に向けて意見を伝えてきた。2023年10月には「東莞の住宅積立金追納期間の明確化に向けた模索支持、企業の歴史的遺存問題の解決、企業の経営コストの低減」といった内容を『東莞の両岸イノベーション発展協力深化に向けた国家支援政策要請事項リスト』に組みこもうと試みたものの、実現には至っておらず、現時点では政策の変更はない。

(二) 追納完了までの期間を2年以上に延ばすことには法律・法規および政策上の根

拠がない。『東莞市住宅積立金行政執法実施弁法』第10条に、権利保護を求める従業員の追納申請に関して、資料が揃っていて法で定められた形式を満たしている場合、私たち住宅積立金管理センターは受理しなければならないことが定められている。『中華人民共和国行政復議法実施条例』第16条第1項、『中華人民共和国行政訴訟法』第47条第1項では、東莞市政府の行政復議決定および二審裁判所判決とともに、住宅積立金追納案件は受理から追納命令を出すまでの期間が60日を超える場合、違法手続きとなることが明確にされている。『中華人民共和国行政強制法』第53条では、行政機関が裁判所に強制執行を申請する場合、復議決定・行政判決の確定または是正命令の行政訴訟期間満了後3か月以内に申請しなければないと定められている。当センターが取り扱う積立金追納案件に関する全て執法行為は、法律・法規規定および復議決定・行政判決結果に厳格に従って実施しているため、追納完了までの期限を2年以上に延長することは根拠がないものとなる。

「歴史的問題は協議で解決」というのが、広東省の労使紛争（住宅積立金紛争を含む）の処理原則であり、当センターでは、法に則りつつ労使双方の権益のバランスを取りながら、従業員による集団的追納要求問題の緩和に尽力している。2022年4月に『東莞市住宅積立金権利保護紛争調停弁法』を制定し、今後は調停・協議を法執行の全過程で徹底し、「歴史的負担」による矛盾を協議によって適切に解消することをさらに模索するとしている。当センターとしては、企業が「大量の退職者からの追納要求」によって経営圧力に直面するという事態を理解しており、退職者に対して企業と「個別協議」を行うよう積極的に誘導することで、企業の問題緩衝に繋がるよう動いている。住宅積立金の追納案件に関して、企業においては、できるだけ早く従業員に連絡して積極的に問題を解決し、自社の経営状況に応じて労使双方が受け入れ可能な追納スキームを策定し、追納合意を締結して、過去の事情による問題を協議解決できるよう努めて頂きたい。特に離職後に住宅積立金追納を求めてくる者については、その動向や訴えを密に把握し、個別案件の解消・矛盾の緩和に積極的に取り組み、集団的追納要求事案の発生を回避するようにして頂きたい。

劉常委：住宅積立金管理センターおよび镇政府は、退職者に対して『個別協議』を行うために、積極的に企業との協力を進めるべきである。

5. 外資企業向けサービス体制の問題について

＜要望・質問＞

ビジネス環境の向上に向けて、現在市政府より毎年開催されている「在莞日系企業連絡会議」に加え、外資企業(日本企業を含む)に対するサービス体制をより整備頂き、日系企業の中国国内市場開拓を積極支援して頂きたい。たとえば、中国国内販売拡大に向けた需要・供給マッチングや、産業の転換・高度化といった面で、日系企業に向けて一連の支援政策や困難緩和措置などを打ち出してほしい。日系企業を含む多くの外国資本組織が東莞に根を下ろし、中国市場を開拓できるよう積極的に後押ししてほしい。

＜回答＞

●市商務局からの回答内容

国による「双循環(国内・国際の相互の循環を生む戦略)」発展戦略を徹底実施するため、近年、東莞では日系企業を含む外資企業による中国市場開拓を支援しており、『外資企業の国内市場開拓支援行動計画(2023－2025)』を打ち出している。多く措置でビジネス環境の最適化を進めるとともに、外資企業を中国国内の大循環へと導いている。1つ目としては、健全な企業へのサービス体制の構築である。外資企業円卓会議、東莞-香港連絡会議、市全体における「四上」企業(「四上企業」とは、中国統計法上で工業・建設・不動産・商業サービスの特定規模以上法人の総称)へのサービス専任者体制、局と鎮のホットライン連携といったサービス体制、特に日系企業に向けては日系企業連絡会議の体制を組むことで、政府と企業間のコミュニケーションと協力を強化している。企業から問題点や要望を収集して対応しており、直近3年間でいうと、外資企業の問題点を240件以上、調整・解決し、企業が東莞で発展していく信認度を引上げている。2つ目として、一連の企業支援にむけた優遇策の打ち出しである。近頃、我々は『東莞市商務高品質発展専用資金管理弁法』等の支援策を公布し、展示会出展・EC販売・中国国内販売保険等の方式を通じて外資企業の中国国内販売拡大を支援している。その中で、『2025年粵貿全国東莞活動目録』に記載される展示会に参加する企業に対しては年間最高5万元の出店費用補助を、製造企業が内販ECプラットフォームで自社製品を販売する場合のサービス料・マーケティング費に対しては最高20万元の支援を、国内貿易信用保険の加入企業に最高50万

元の支援を行なうことで、企業の国内販売拡大コストの低減を図っている。3つ目としては、外資企業の国内販売拡大イベントへの参加を組織していることである。「粵貿全国」ブランドのもと、毎年約2000社が参加する国内産業展示会を約20回開催するとともに、外資企業が「百千万工程」や政府調達に参入できるように支援している。直近3年間で東莞市内において「加博会」、「正・香港」、「莞企莞貨交易会」など112件の展示会を開催し、外資企業の需給マッチング会を積極的に組織し、ブランド影響力の向上を図りながら、国内循環へ加わるためのプラットフォームを提供してきた。例えば、東莞にある外資系企業においてはこうした支援措置のもと、近年は中国国内市場に適した新エネルギー車部品の生産を展開し、比亞迪(BYD)、小米SU7等の新エネルギー車のサプライチェーンに入り込んだ。

今回、日系企業から頂いた提案に対して、今後、私たちはより真剣に状況を把握しながら、以下の取組みを一層推進していきたいと考えている。まず1つ目は、生産・販売マッチングの強化である。本年12月に第3回「莞企莞貨交易会」を開催し、引き続き日系企業を含む外資企業の積極的な出展を進めるとともに、全国各地の購買者との商談をアレンジしていく。同時に、商工団体との連携を強化し、共同で国内市場の専用マッチング商談を組織することで、日系企業等の外資企業の内販拡大を促していく。2つ目は「東莞製造」ブランドの強化である。引き続き外資企業を含む東莞の製造企業の共同出展を組織し、「東莞製造」の統一ロゴを用いたブースでの展示、地域ブランド「東莞製造」の展示・プロモーションを行なっていく。2025年通年で28回の「粵貿全国」内販展示会への企業参加を予定しているため、各商工団体からも企業の積極的な参加申込を組織することが可能と考える。3つ目としては、展示販売プラットフォームの模索である。市内外・オンライン/オフラインの展示販売プラットフォームを作ることを模索しながら、日系を含む外資企業の積極的な参加を促し、国内市場の多様なリソースとのマッチングを図っていく。

6. 広東省及び東莞市の経済データ統計に関する問題について

＜要望・質問＞

日系企業に対して広東省および東莞市の2024年・2025年上半期の最新経済指標(GDP、CPI、人口等を含む)の発表及び解説を行なってほしいという意見がある。

＜回答＞

●市統計局からの回答内容

2024年、広東省のGDP総額は14兆1633.81億元で同期比3.5%増、東莞市のGDP総額は1兆2282.15億元で同期比4.6%増であった。2025年上半期、広東省のGDP総額は6兆8725.40億元で同期比4.2%増、東莞市のGDP総額は6067.84億元で同期比4.8%増であった。うち2025年上半期の東莞市GDPは、第1次産業が148.7億元で前年比2.8%増、第2次産業が3,399.43億元で5.3%増、第3次産業が2,653.55億元で4.1%増であった。

(一)農業生産状況は安定しており農産物供給は十分である。今年上半期の農林牧漁業総生産額は262.2億元で、前年同期比2.9%増であった。その内訳は、農業生産額が192.2億元で3.5%増、林業が0.11億元で前年同期比17.4%減、牧畜業が5.8億元で4.9%減、漁業が54.1億元で3.0%増、農林牧漁の専門・補助的活動が9.0億元で0.4%増であった。生産量で見ると、果樹類の産量が前年同期比33.0%増、なかでもライチは283.7%増となり、瓜果類は4.5%増、野菜・キノコ類は0.3%増であった。

(二)工業生産は安定的に拡大しており、新エネルギー産業の伸びが良好であった。2025年上半期、東莞市の一定規模以上工業の増加値は前年比5.1%増であった。業種別でみると主導産業が高い成長を示しており、電子情報製造業が同期比9.2%増、電気機械及び設備製造業が8.8%増、化学工業製造業が12.4%増であった。新エネルギー産業は良好で、先進製造業、ハイテク製造業の増加値はそれぞれ7.5%・9.1%増と、市全体の平均を上回っている。製品の生産量でみると、ハイテク製品の伸びが高く、サーバー、集積回路、センサー、電子計算機の生産量がそれぞれ408.8%、89.9%、67.3%、44.3%、同期比で増加している。

(三)常住人口は年ごとのデータとなるため、直近のものが2024年通年のものとなる。2024年、広東省の常住人口は1億2,780.00万人で前年比0.6%増、東莞市の常住人口は1,057.08万人で前年比0.8%増である。

国家統計局東莞調査チームの回答:

2024年、東莞の居民消費者物価指数(CPI)は前年比横ばいで、2023年のCPI(99.9%)

と比べて0.1ポイントだけ高かった。2025年1~8月はCPIがやや低下しているものの、全体的に見ると年間変動幅は小さく、「価格保持・安定供給」の取り組みが優れた成果を上げているとみられる。

(一) 2024年は居民消費者物価が前年比横ばいで、「価格保持・安定供給」の取組みが成果を挙げている。2024年の東莞CPIは前年比横ばいで、広東省全体と同水準であった。商品・サービスの八大分類の価格は主に上昇傾向となった。その中で、食品・酒・たばこの価格は前年比横ばいであった。これらの品目は居民生活に直結するもので、CPIの中で最も高いウエイトを占めている。その価格が安定的に推移しているということは物価の安定を示すものであり、経済が健全に運行されていることを示す重要な印と言える。住宅類はマイナスからプラスへ転化しており、前年同期の-0.2%から+0.4%へ変化した。生活用品・被服類、教育文化娯楽類、その他用品・サービスの価格も上昇を維持しており、それぞれ+0.8%、+1.5%、+1.2%伸びている。また、食品とエネルギーを除くコアCPIは前年同期比+0.1%となった。コアCPIが継続的に上昇していることは、経済の内生動力の強化、住民の消費意識の漸進的変化、教育・文化娯楽・医療保健などのサービス消費や高級耐久財への需要拡大を示すもので、消費市場の活力と潜在力が絶えず放出されていると見ることができる。

(二) 2025年のCPIはわずかに低下しているが、市場の需給関係は全体的にバランスが取れている。2025年1~8月の東莞CPIは前年同期比でわずか低下しているが、広東省全体の動きと概ね一致している。内訳としては、食品価格が前年同期比-1.6%で、総合指数を約0.29ポイント押し下げている。今年は天気状況が良く、生鮮野菜・生鮮果物の価格がともに下落した。生産能力の増加に伴い、年間を通じて東莞の乳製品供給は十分であり、スーパーでは値下げによる販売促進が頻繁に行われた。食品価格が低位で推移していることは、重要な民生品の供給が充足しており、物流が円滑であることの表れだと見て取ることができる。

市統計局:統計データは毎月および各四半期ごとにウェブサイトで発表されている。製品生産量など業種別の詳細データが必要な場合は、お問い合わせいただければ対応可能である。

国家統計局東莞調査チーム:2025年1月から8月までの東莞CPI(消費者物価指数)は前年同期比でわずかに低下しました。この減少の主な原因は食品とエネルギーの価格変動による影響が大きかったためである。なお、関連情報は『東莞+』というアプ

りで発表されているので、必要な場合はお問い合わせいただければ対応可能である。

7. 路上駐車の管理問題について

＜要望・質問＞

ある企業からの声では、企業付近の道路は無秩序に路上駐車している車が多いために毎日ひどい渋滞が発生しており、いつ事故が起きてもおかしくないという。企業からは「この状況は道路交通安全法違反ではないのか?」「どのように処罰をするのか?」「今後どのように管理強化するのか?」という質問が寄せられている。

＜回答＞

●市公安局からの回答内容

東莞市の現状:車の保有台数が480万台あり、広東省で第2位の規模だが、駐車場は240万箇所しかなく、今後は駐車場や横断歩道などインフラ施設の増強が必要である。

(一)違法駐車に関する処罰規定。『道路交通安全法』第56条にて「自動車は規定場所に駐車しなければならない。歩道への駐車は禁止とする(ただし本法第33条に規定される駐車位置が書かれている状況は除く)。道路上での一時停車は、他の車両および歩行者の通行を妨げてはならない」と規定されており、自動車を駐車する場合はこの規定を守っていなければならない。規定に反する駐車は違法行為であり『道路交通安全法』第93条第2項の「運転者が現場にいない、または現場にいても速やかな移動を拒否して、他の車両・歩行者の通行を妨げた場合、20元以上200元以下の罰金を科し、併せて自動車を交通の妨げにならない場所または公安機関交通管理部門の指定場所へ牽引移動させることができる。公安機関交通管理部門は牽引に係る費用を当事者から徴収してはならず、また速やかに保管場所を当事者に通知しなけ

ればならない」とされている。『広東省道路交通安全条例』第59条第1項では「運転者が禁令標識・禁止標示に違反した場合、是正を命じ、警告または200元の罰金を処す」と規定されている。これらの規定より、違反駐車による交通違反行為には、警告または200元の罰金が科される。

(二)違法駐車に対する管理について。今後、交通警察部門では違法駐車の取締りを継続強化していく、重大な違法駐車を厳格に取り締まっていく。1つ目としては重点鎮、重点区域における取締強化である。特に横断歩道、自動車用でない道路、白の網掛け線が引かれた場所、黄色の網掛け線が引かれた場所、消防通路などを占有するような重大違反を厳しく取り締まっていく。2つ目としては「群治」(複数の主体による管理・統治)の強化である。すでに市民に対して、交通警察の「随手拍」アプリからオンライン通報を行なってもらい、交通警察が裏で審査・処罰を実施する方式が開始されている。社会全体で共同で監督していく流れを徐々に形成しながら、市民が「無秩序な駐車」をしないよう促していく。

8. 水道料金の調整通知体制の最適化と適切な料金設定問題について

＜要望・質問＞

水道料金の調整は数多くの利用者の利益に関わるため、規範的かつタイムリーな情報公開をして頂くことが極めて重要となる。ある企業からの声では、水道料金値上げの通知文書の公布日が6月30日、施行開始日が8月1日だったにも関わらず、この企業が実際に通知を受け取ったのは9月7日だったとのことである(添付の書面資料は全て給水会社提供)。さらに、非居民の水道単価は1.75元/m³から2.25元/m³へと、1m³当たり0.5元も引き上げられ、その上昇率は約28.5%にも達していた。企業からは、価格調整情報の公布・周知プロセスの一層の最適化を望む声が上がっており。

1つ目は、水道料金調整の通知文書の公布と実際の受領時点にズレがあること。

価格調整への準備に影響するため、通知日付に合った事前の告知・周知をして頂きたい。2つ目は、値上げ幅が大き過ぎること。より柔軟な配慮をして頂きたい。

＜回答＞

●市発改局からの回答内容

(一) 水道料金調整に関する周知状況について

1. 水道料金調整の状況。市政府の同意を経て、6月30日付で『東莞市水道料金形成メカニズムの更なる完善に関する通知』(東発改規〔2025〕1号)を公布して、8月1日から施行すること、そして施行日以降は「初回検針」までは旧価格を適用し、その後は新規定を適用することを明確に示している。また、各関連機関に対して、この政策の周知と料金の説明を着実に実施し、施行過程の関連問題に適切に対処するよう求めている。給水企業(水道局)は、営業場所および企業公式サイトで各種水道料金、根拠となる政策文書、サービス相談窓口、クレーム窓口を公示し、関連部門と社会の監督を自主的に引き受けこととなった。市発改局では7月1日に公式サイトで公示し、同時に政策解説文書を公開し、料金調整の背景・基準詳細・付随する措置について詳述している。8月1日の施行後は、「東莞12345」のアカウントでも水道料金調整案の詳細内容を周知している。

2. 企業への水道料金調整の周知状況。水道料金調整の通知公布後、東莞市水務集団給水有限公司は公式サイト、公式アカウント、営業サービス窓口等で公告を行い、併せて広報パンフレットを印刷配布して水道料金調整案の周知・解説を実施した。給水企業からの説明によれば、8月1日施行後の「初回検針」は旧価格を適用し、その後は新規定を適用するため、それぞれの利用者には、初回検針後に順次水道料金調整情報の通知を実施し、9月からは検針水量と調整後単価で計算を行い、実際の納付時期が10月になることを明確にしたとのことだった。

今後、市発改局は料金・徴収政策の周知と説明を一層強化し、徴収主体に対して、関連情報を適時公表するよう督促しながら、料金調整政策の周知を引上げ、価格調整策の円滑な実施を確保していきたい。

(二) 水道料金の調整幅に関する問題

1. 調整の理由。公共事業の正常かつ安全な運行を保障するため、近頃、国家発展改革委員会から各地方に対して水道・天然ガス等の都市公共料金のコスト監査を実施し、長年見直しのない料金は適時に調整するよう要求が出されている。東莞市の水道料金は2016年以来9年間調整がない状況であった。その期間、東莞市は二重水源体制の構築、市全域での「一枚網」の推進、給水施設・設備の建設と運営強化を進めており、原水・製水・送配水のコストが上昇していたため、供給価格と供給コストが逆転する現象が起こってしまっており、適切に調整する必要が生じていた。企業の生産コストへの影響をできる限り抑えるため、調整案は段階実施とし、従来の水道料金の高低バランスを是正し、短期的に企業の生産コストが過度に上昇すること無いようしている。

2. 価格調整プロセス。価格管理の完備に向けた国の方針・手配を実行し、市全体の供水の「同網同価」(同じネットワークにおいては同じ価格とする)を段階的に実現し、節水及び適切な水資源配分、用水効率の向上及び持続可能な水資源利用を核とする水道料金メカニズムを構築するため、市発改局では東莞市の水道料金形成メカニズムの一層の完備させる案を提出した。併せて、『中華人民共和国価格法』『政府制定価格行為規則』等の規定に基づき、コスト監査、価格公聴、リスク評価、適法性審査、合議審議等の価格設定プロセスを経て、合理的な水道料金を定めたものである。

今後も、市発改局では東莞市の水道コストの変動を定期的に評価し、適時水道料金の管理政策を整備していく。

現場での追加質問:

1. 長安東洋泰科:電動バイクを利用して通勤する人が多く、ヘルメットを着用してい

ない人も少なくない。注意を喚起する必要がある。

市公安局:電動バイク運転手による交通ルール違反が原因の交通事故が全体の40%以上を占めている。監視カメラの活用など、管理強化を今後も引き続き行う必要がある。

2. 虎門実吉開:住宅積立金の追納期間および追納基数の計算は、我が社にとって極めて重要な問題であり、何としても解決していただきたい。

最後の発言

1. 貴島総領事:公務員としての気合を共有したい

住宅積立金の問題や通知の問題は、歴史的な矛盾を抱えており、法律が不完全な場合、公務員は日本で批判を受ける可能性がある。「法が過去に遡及する場合」や「法律ができても(変わっても)通知しなかった場合」は違法であり、政府が企業や労働者から訴えられる可能性がある;

法律に不備がある場合(不明確であるなど)、労働者が可哀想なので、企業ではなく国や地方自治体が責任を持って賠償を行うべきである。この不況の時期に企業が破綻すると納税ができなくなり、政府の税収が減少する。これは広東省(東莞市)における深刻な問題であり、ぜひ公務員の皆様には知恵を出し合い、上層部へ報告し解決していただくことを強く希望する。さもないと多くの企業は破綻するか、あるいは撤退せざるを得ない;

2.岡田所長:

東莞だけでなく、日系企業は全体的に厳しい状況にある。ローカル企業も同様の困難に直面していると考えられる。企業がこの地域に根を下ろし、安定して事業を展開できるよう、以下の2点についてお願い申し上げる。

- ① 各鎮のルール統一と合理的運用: 各鎮には独自のルールがあるようで、市政府による緊密な指導を通じて、全市レベルでの統一的かつ合理的なルールの運用をお願いする;
- ② コミュニケーションの強化: 市政府および鎮政府と企業間のコミュニケーションを強化していただきたい。単純に「HPをご覧ください」という対応ではなく、少なくとも商工会や日本人会の事務局に対して情報を提供していただけるようお願いする。

3.劉常務委員：

本日の会議では多くのことを学び、いくつか感想を述べる。

- ① 遠慮を感じる：皆さんが少し遠慮しているように感じるが、細かい点まで話し合うことで有意義な会議になったと思う。そうでないと、ただの形式的なものになってしまいます。
- ② 行政とサービス：我々政府は法律に基づいて仕事をするが、サービスの初心を忘れず、「最後の一キロ」まで情報提供するが必要である。担当者の自発性や精度、企業の満足度がまだ足らない。駐車場や土地問題など、適切に対応すべき課題がある。
- ③ 住宅積立金の追納：この問題は政府の基層組織も困惑しており、何度も上層部に報告している。今後も引き続き報告する。ビザや両替の問題も整理する必要がある。
- ④ 日中企業間のビジネスマッチング：需要と供給のマッチングについては、より多くの企業を招き、それぞれのニーズに合わせた対応が必要である。東莞の特性を理解した上で対応することが重要である。
- ⑤ 充実したサービス提供：企業の要望に対しては、様々なツールを使って充実したサービスを提供するべきである。現状、政府窓口と企業間のコミュニケーションが不足している。
- ⑥ 統計データ発表：質問は少し予想外だったが、今後も定期的に発表し、常態化させるべきである。
- ⑦ 駐車・ヘルメット問題：駐車場不足問題を優先的に解決する必要がある。
- ⑧ 対中投資・対日投資の強化：「相互投資」をさらに強化する必要がある。

以上

(注)本資料で記載している「政府回答」は、政府側から事前に提示された回答・当日の回答内容・事後の書面回答を取りまとめ、ジェトロで仮訳したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。